## 平成 25 年度 No5

# 防災対策課



年月日	平成 25 年 8 月 30 日		
発 行	防災対策課		
所属長	課長藤川浩志		
電話	06-6489-6165		

# 1 津波等一時避難場所の追加指定について

平成25年9月1日付けで、新たに民間施設2施設を津波等一時避難場所に追加指定します。

施設名	所在地	収容人数
ベルコ尼崎駅前ホール	東難波町 5 丁目 17-30	850
シティーホール尼崎	大西町 3 丁目 19-10	590



※8月1日までに 265 施設 (181,780人) を指定しており、今回の追加指定をもって合計 267 施設 (183,220人) となります。

# 2 平成25年8月25日に発生した大雨の被害状況

平成25年8月25日に発生した集中豪雨では、市内の一部地域において下水施設の処理能力をはるかに超える1時間に最大87ミリという記録的な雨量により、床上・床下浸水や道路冠水など大きな被害が出ました。 被害に遭われた皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

平成 25 年 8 月 25 日(日)の大雨による被害状況は、8 月 30 日(金)7 時現在、次のとおりです。

#### 1 負傷者

・転倒による負傷(軽傷:水溜りを避けようとして転倒等) 2人

#### 2 浸水関係

- (1) 家屋の床上浸水 10件
- (2) 家屋の床下浸水 134件
- (3) 道路、アンダーパス 45件
- 3 河川・水路関係
  - ・水路(側溝等、越水しそうであった箇所を含む。) 13件

# 4 下水関係

- (1) マンホールからの噴出し等 12件
- (2) 下水の家屋への逆流等 9件
- 5 その他
  - ●倒木 1件

# 3 集中豪雨の被災による各種手続きについて

今回の被災による各種手続きについて、尼崎市ホームページでお知らせしています。 尼崎市ホームページ「トップページ」

⇒緊急情報「平成 25 年 8 月 25 日に発生した集中豪雨で被災された皆様へ」 主な制度は下記の通りです。減免・貸付制度などについて詳しくはそれぞれの担当課へ。

# ◆り災証明書の発行について

各支所地域振興センターでは、り災証明書を発行しているほか、今回の集中豪雨で被害に遭われた人からの 相談を受け付けています。

# ◆消毒の相談

浸水した世帯を対象に、消毒の相談を受け付けています。なお、水害時の衛生対策と消毒方法については市ホームページをご覧ください。詳しくは保健所感染症対策担当**な**4869・3010へ。

尼崎市ホームページ「トップページ」⇒「健康・医療」⇒「感染症」⇒「水害時の衛生対策と消毒方法」

# ◆災害で発生した家庭ごみの処理

り災証明書をお持ちの場合は、無料で処理できます。

#### <市に収集を依頼される場合>

月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで(祝日は午前9時から)の間に、経済環境局業務課(家庭ごみ案内ダイヤル) 26374-9999へ。

#### <直接持ち込まれる場合>

搬入予定日の前日までに予約が必要です。月曜日から金曜日まで(祝日を含む)の午前8時30分から午後5時 15分までの間に、経済環境局クリーンセンター☎6409-0101へ。

なお、持ち込み時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を含む)の午前9時から午前10時までと、午後2時から午後3時までです。

## ◆市税の納付相談

災害のため、期限内に市税を納めることができない人を対象に、分割納付などの相談を 受け付けています。

詳しくは市役所収税課☎6489・6274へ。

# ◆市立幼稚園保育料免除、小·中学校の就学援助など

床上浸水した世帯などを対象に、各種免除・援助を受け付けています。 詳しくは教育委員会学務課**☎**6489・6738へ

# ◆その他減免制度、見舞金及び貸付制度は下記表をご覧ください。

#### 減免制度

<u>                                      </u>				
種別	対象	申請書類	問い合せ	そのほか
個人市民税	前年の所得が	減免申請書、り	市民税課	申請は被害発生
	1,000 万円以下	災証明書	<b>☎</b> 6489−6248	日の翌日から2カ
	で、自己の居住す			月以内。
	る家屋や家財・商			なお、損害の程
	品について、床上			度によって、適用期
	浸水か2割以上の			間や減免率は異な
	損害			ります
固定資産税·都	自己の所有する	同上	資産税課	同上
市計画税	家屋は床上浸水か		<b>☎</b> 6489−6262	
	2割以上の損害。			
	償却資産は2割以			
	上の損害			
介護保険料	自己の居住する	減免申請書、り	介護保険事業担当	減免額は被害発
	家屋について、床	災証明書	<b>☎</b> 6489−6376	生月から、12 カ月
	上浸水の被害			の保険料の 10 分
				の5に相当する額
国民健康保険料	世帯主が居住	同上	国保年金課	適用期間は被害
	し、且つ、所有する		<b>☎</b> 6489−6423	発生月から12カ
	家屋又は、居住す			月。
	る家屋の家財に損			なお、前年の所
	害を受け、損害の			得によって、減免額
	程度が3割以上又			は異なります
	は床上浸水の世帯			
国民年金保険料	浸水世帯で、所	保険料免除申請	国保年金課	免除は申請のあ
	有する住宅や家財	書、り災証明書	<b>☎</b> 6489−6428	った年度の7月~
	などに2分の1以上			翌年6月の全額
	の損害			

後期高齢者医療	災害、風水害、	減免申請書、り	後期高齢者医療	減免の適用期間
保険料	火災などにより、住	災証明書	制度担当	は減免理由の生じ
	宅等について2割		<b>☎</b> 6489−6836	た日の属する月以
	以上の損害を受け			降12ヶ月。損害の
	たとき			程度5割以上で10
				割減免、2割以上5
				割未満で5割減免
保育所保育料	自然災害等によ	保育料階層変更	保育課	期間は事由の発
	り著しい被害(家屋	申請書、り災証明	<b>☎</b> 6489−6369	生月から当該年度
	が半壊以上)を受	書		の末日まで
	け、保育料の負担			
	能力に欠けると認			
	められるとき			
児童育成料	自然災害等によ	児童育成料階層	児童課	申請書の提出の
	り著しい被害(全壊	認定変更申請書、	<b>☎</b> 6429−3042	あった日の属する
	(焼)、半壊(焼))を	り災証明書		月から当該年度末
	受けたとき			日まで

#### 見舞金の交付

被災状況               交付内容		問い合わせ	
床上浸水	1世帯1万円	福祉課 256489-6348	

#### 貸付制度

種別	対象	申請書類	問い合わせ	限度額
更生援護資金	災害を受けた世	資金借入申込	福祉課	1世帯20万円以内
	帯が応急の復旧を	書、り災証明書な	<b>☎</b> 6489−6348	
	する場合など	ど		

# 4 台風シーズンを迎えるにあたって

これから、秋の台風の到来、大雨の発生時期を迎え、様々な水害等が発生することが予想されます。 先日の8月25日に発生した集中豪雨では、下水施設の処理能力をはるかに超える降雨量により、市内で多くの 被害がありました。

また、今週末につきましても、台風の接近が予想されることから、特に、つぎのことに注意して早目の対応をしていただきますようお願いします。

#### (1) 家屋等について

道路面より低い家屋の場合、道路からの越水等により、浸水するおそれがあります。特に、地下に居室、駐車場、機械室などがある場合は、短時間に雨水が流れ込むおそれがあることから、そのような場所については、事前にご確認いただきますようお願いします。

#### (2) アンダーパス等の道路冠水について

道路が冠水している場合の通行には十分にご注意ください。

また、アンダーパス(交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路)が 冠水している場合の通行は、水没するおそれもあることから、十分にご注意いただくとともに、危険回避のため、 不用意に通行せず、迂回するようにしてください。

#### (3) 側溝等の清掃について

自宅周辺の側溝等がゴミなどで詰まっていると、雨水の排水能力が悪くなり、側溝から水が溢れだすおそれがあります。

日頃から、側溝等の清掃にご協力いただいておりますが、再度、側溝のつまりやごみの有無についてご注意して

# 5 気仙沼市への支援について

# (1) 職員の派遣状況

- ○派遣期間・・・平成25年4月1日~平成26年3月31日(1年)
- 〇派遣人数···土木職 2 人(建設部都市計画課土地区画整理室 所属) 土木職 1 人(建設部下水道課 所属)

# (2) 支援に係る現状について

現在、土地区画整理室所属の職員については、土地区画整理事業を担当し、鹿折地区、南気仙沼地区の事業計画や換地業務など、組織の中心となって作業を行っています。

また、下水道課所属の職員については、下水道管渠や終末処理場・ポンプ場等下水道施設を担当し、災害復旧業務を行っています。

以 上